

名古屋市告示第161号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 3月27日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
みずほ在宅支援クリニック	名古屋市瑞穂区豊岡通 3丁目 6番地の 2	令和 7年 2月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
竹内歯科医院	名古屋市緑区黒沢台四丁目 906番地	令和 7年 2月13日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課